

17 不正アクセス禁止法

指導項目の分類	法律に関すること
---------	----------

対象・教科等	高等学校	情報、総合的な学習の時間、特別活動など
--------	------	---------------------

指導のねらい

- (1) 他人のパスワードを使うことは、無断で人の家の鍵を開けて、入り込むのと同じ行為であることや、社会的な責任が問われることを理解させる。
- (2) ID やパスワードを安全に管理する方法と他人のパスワードを知ってしまった場合の適切な対応を理解させる。

指導の手引

- ・他人の ID やパスワードを勝手に使って、ネットワークシステムにアクセスしたり、ソフトウェアの不具合（セキュリティホール）を利用して、ネットワークシステムにアクセスしたり、他人の ID やパスワードを、勝手に他人にメールや口頭で伝えたり、掲示板に無断で載せたりすることは、「不正アクセス禁止法」違反となる。
- ・「不正アクセス禁止法」では、ネットワークを利用して他のコンピュータに不正行為が行われることを防止するアクセス制御を越えて、権限のないコンピュータにアクセスするハッキングなどを禁止している。
- ・オンラインゲーム上で、他人の ID とパスワードでログインし、他人のキャラクターの装備品やアイテムを自分のキャラクターに移し替えたり、他人になりすましてオークションへ出品したり、入札したりすることなども「不正アクセス禁止法」違反になる。このような「不正アクセス禁止法」違反の検挙者において、未成年者の占める割合は、年々増加傾向にある。

- ・ 不正アクセスを受けたときは、被害の拡大を防ぐために、被害を受けたサーバやコンピュータのインターネット回線を引き抜き、ネットワークから切り離す。その後、サービスや業務の稼働状況を考慮の上、できるだけ現状を保持し、シャットダウン（停止）、リブート（再起動）、バックアップデータによる復旧作業等を行わないように努める。被害発生前後及びそれ以前のログやファイルの適切な保存をする。ログ(log:コンピュータの利用状況やデータ通信の記録)の解析により、侵入の手口、侵入経路等に関する情報を入手できる場合が多いので、可能な限り事後調査に必要な情報の保全に努める。

< 参考 >

警察庁 「セキュリティポータルサイト」

<http://www.cyberpolice.go.jp/>

独立行政法人情報処理推進機構 「セキュリティセンター」

<http://www.ipa.go.jp/security/>

財団法人インターネット協会 「インターネットホットライン連絡協議会」

<http://www.iajapan.org/hotline/>

警視庁 「情報セキュリティ広場」

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/haiteku/haiteku/haiteku1.htm>

展開例	
学習活動	指導上の留意点
1 本時の学習のめあてを知る 2 ワークシートの事例を読む 3 思ったことを書いてみる 4 友達やグループで「不正アクセスへの適切な対処」について話し合う 5 意見をまとめて数人が発表する 6 自分の感想や意見を書く 7 本時の学習をまとめる 8 自己評価をおこなう	(Web ページを使った体験的な学習活動を取り入れる場合は、2と3の部分活動をあてる。) ・他人のコンピュータに侵入することは家に勝手に入ることと同じなど、身近な事として実感できるように説明を工夫する。

発展的な学習
<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークにつながったコンピュータは、他人からアクセスして、中を見られる危険性があることを、コンピュータの仕組みからも理解させる。 ・「不正アクセス禁止法」違反の事例を調べ、法律の内容について理解させる。

関連項目
「パスワードの重要性」、「なりすまし」